

基安化発 0529 第1号
令和7年5月29日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

個人ばく露測定定着促進補助金の実施に係る周知について

令和6年4月から労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)等による化学物質規制が全面施行されている。これに伴い、リスクアセスメントにおけるリスク見積り、又は、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するため個人ばく露測定を行う場合があるが、その円滑な実施と促進を図るため、中小企業等を対象として、個人ばく露測定に要する費用の一部を補助する「個人ばく露測定定着促進補助金」を令和6年度に設けたところである。令和7年度においても、引き続き公益社団法人全国労働衛生団体連合会を補助者とする間接補助金として実施することとしており、令和7年6月1日から申請の受け付けを開始する予定である。昨年度は同一申請者当たりの交付額の合計は5万円を上限としていたところ、今年度は、事業者がより活用しやすいよう上限を10万円まで引き上げている。

本補助金について、本補助金の貴局ホームページへの掲載、別添のリーフレットを活用した個別指導や集団指導時等における事業場に配布する等各種機会を通じて周知するようお願いする。また、作業環境測定機関に対して、事業者から個人ばく露測定の実施に関する相談や依頼を受けた場合であって、補助金の交付対象に該当すると考えられるときは、作業環境測定機関から補助金の活用を案内していただくよう管内の作業環境測定機関に要請するよう併せてお願いする。

なお、補助対象となる個人ばく露測定は、下記に示すとおり、法令により実施が義務付けられた測定は除かれているので、周知に当たっては留意されたい。

併せて、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知されたい。

記

補助対象となる個人ばく露測定

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成 27 年9月 18 日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)」及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和5年 4月 27 日技術上の指針公示第 24 号)」に基づき、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定(次の特別則の規定に基づくものを除く。)

- 有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)第 28 条の3の2第4項第 1号及び第5項第1号
- 鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)第 52 条の3の2第4項第1号及び第5項第1号
- 特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)第 36 条の3の2第4項第1号及び第5項第1号並びに第 38 条の 21 第2項及び第4項
- 粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号)第 26 条の3の2第4項第1号及び第5項第1号

令和7年度 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たに化学物質の自律的管理に関する規制がすべて施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減することなどが義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者は、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助を受けることができる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

(1) 労働者災害補償保険の適用事業場

(2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業 種		常時雇用する 労働者数 ※1	資本金又は出資の総額※1
小 売 業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業 複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数が資本金等のどちらかを満たせば、中小企業事業者となります。

(3) リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントが義務付けられている化学物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業者（ただし、
① 法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善されない場合に実施する個人ばく露測定②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く。また、C測定・D測定で実施される法令で義務付けられた作業環境測定もこの補助金の対象外）

補 助 の 概 要

補 助 対 象	補助金 上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	10万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1.補助の対象となる経費	2.補助基準額	3.補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析に要する経費（消費税は除く） ① 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」に基づき実施されたデザイン及びサンプリング ② ①の方法による採取試料の分析 ③ 作業環境測定士派遣料	個人ばく露測定及び分析等 1名当たり 5万円	1欄に掲げる補助対象経費と2欄に掲げる基準額とを比較して少ないほうの額の2分の1を交付額とする。なお、申請できる経費は当該事業場のうち1作業場当たり5万円を上限とする。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は10万円を上限とする。



補助金公募期間と予定額

公募期間：令和7年6月1日（日）～10月31日（金）（必着） 補助金の予定額：1億円
期間中、受け付けた申請に基づき、概ね1か月に1回審査を実施し、交付決定をします。ただし、予定額に比して申請総額が多額になると見込まれた際は、公募を中止します。この場合、全衛連ホームページにてお知らせします。

交付申請に必要な書類

本補助金は、**測定前に申請が必要です。**

全衛連ホームページから指定様式（様式1）をダウンロードし必要な書類を作成し、申請してください。

* 個人ばく露測定定着補助金交付申請書（様式1）

<添付書類>

1. 事業場等概要（別紙1）
2. 確認書（別紙2）
3. 個人ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）

★内容に不明な点がある場合は確認のため追加資料をお願いする場合があります。

測定報告及び補助金請求に必要な書類

全衛連ホームページから指定様式（様式4）をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。

* 個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書（様式4）

<添付書類>

1. 個人ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書（写）
3. 領収書（写）又は 領収書に代わるものとして決済済みの振込証明書（写）

申請手続きの流れ

個人ばく露測定費用の見積

・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらう。

期間内に郵送等により申請

・補助金申請書を全衛連ホームページからダウンロードし、申請してください。

交付決定/不交付決定

・交付決定通知書（不交付決定通知書）を送付いたします。

測定の発注・測定の実施

・交付決定通知書が届いた後作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。**※決定通知前に実施した場合補助金の対象となりません。**

測定実績報告及び 補助金請求書を提出

・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し、申請してください。**必要書類は令和8年2月28日までに申請書類提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには、補助金をお支払いできません。**

補助金の交付

・指定の口座に補助金が振り込まれます。

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類の入手

<https://www.zeneiren.or.jp>

申請書類提出先

〒108-0014 東京都港区4-11-5 田町ハラビル5階

電子申請アドレス

hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等

Tel 03-6453-9969（平日 午前10時～午後5時）

注意 この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他規程類をよく読み理解してから申請してください。